

支給金算定方法について

家庭裁判所審判額を報酬対象期間で除した1箇月あたりの平均額を基準とし、支給額を決定する。なお、単身世帯で預貯金等が50万円を超える場合と被後见人等が死亡した場合については、差額を支給する。

家庭裁判所審判額	報酬対象期間	1箇月当たり平均額
220,000円	10箇月	22,000円

1 居所（在宅期間10箇月）の場合

1箇月あたり平均額22,000円<上限額28,000円

22,000円×10箇月=220,000円（支給額）

2 居所（施設期間10箇月）の場合

1箇月あたり平均額22,000円>上限額18,000円

18,000円×10箇月=180,000円（支給額）

3 居所（在宅期間5箇月、施設期間5箇月）の場合

(1) 在宅期間

1箇月あたり平均額22,000円<上限額28,000円

22,000円×5箇月=110,000円

(2) 施設期間

1箇月あたり平均額22,000円>上限額18,000円

18,000円×5箇月=90,000円

(1)+(2) 110,000円+90,000円=200,000円（支給額）